

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：二級河川 津田川 護岸応急復旧工事

津田川は、和泉山脈の和泉葛城山から岸和田市を北西方向に流下して大阪和泉南線を境に貝塚市に入り、津田地先で大阪湾に注ぐ二級河川で、流域面積 **26.3 km²**、流路延長 **15.5 km**（うち、指定延長 **10.0 km**）となっている。

津田川の毘陽野橋下流左岸の石積護岸約 10 m において平成 30 年度河川巡視点検により亀裂の発生が確認され、次期出水期までに（5 月末までに）応急的な対応を完了するため「二級河川牛滝川外河川施設維持修繕工事（単価契約）（H30・H31 岸和田土木事務所）その 2」請負者と岸和田土木で平成 31 年 4 月 24 日に周辺の状況を事前調査していたところ、右岸において石積護岸の洗堀と護岸背面土砂が流出していることが判明した。

右岸の堤防天端は、周辺住民の車両が生活用道路として通行しており、護岸背面土砂の流出に伴う陥没により人身事故に繋がる恐れがあるものである。

また、出水期の降雨により護岸の崩壊や堤防の破堤する恐れもあり、府民の生命・財産を守るため、可及的速やかに対策を講じる必要がある。

対策の実施にあたっては、「二級河川牛滝川外河川施設維持修繕工事（単価契約）（H30・H31 岸和田土木事務所）その 2」で左岸を同様の応急復旧を施工していることから迅速に現地施工が遂行でき、津田川の現地状況に精通している「株式会社向井組」が最適な業者であるといえる。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により、同社と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 10 号（施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの）により比較見積の徴取を省略するものである。